

長崎労働基準監督署発表
令和3年12月9日

【照会先】

長崎労働基準監督署

副署長 篠崎 成吾

○ 第三方面主任監督官 舂田 怜子

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15～20:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～スレート踏み抜きによる墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署（署長 渡邊 正）は、本日、建設業者（個人）を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和3年1月12日、長崎県西彼杵郡長与町高田郷の自動車修理工場のスレート屋根の改修工事現場において、足場の組み立て作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

被疑者A（男、40代）

住所 長崎県大村市

2 違反条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

同法 第119条第1号（罰則）

3 被疑内容

被疑者Aは、長崎県西彼杵郡長与町高田郷の自動車修理工場のスレート屋根の改修工事現場において、1次下請として足場の組み立て工事を施工していました。令和3年1月12日、被疑者Aが作業員Bに対し、足場の倒壊を防止するためのロープを足場に張る作業を行わせるに当たり、同作業はスレート屋根の上を移動する必要があるにもかかわらず、歩み板の設置や防網を張る等の踏み抜きによる墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

なお、作業員Bは、当該作業中にスレート屋根を踏み抜き、高さ約5メートル下の床部分に墜落して死亡しました。

4 その他

長崎県内では、令和2年において13件の死亡労働災害が発生しており、そのうち建設業は4件と大きな比率を占めています。

また、平成31年においても9件の死亡労働災害のうち4件が建設業で発生しており、近年高水準で推移しています。

特に建設業の墜落・転落災害は、全国的にも最も多い災害であり、労働基準行政として墜落災害防止の徹底を最重要課題と位置づけ、臨検監督をはじめ、建設業労働災害防止協会及び発注者との管内パトロール、集団指導等、あらゆる機会を通じて指導してきたところですが、今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第2号～第4号 略)

○労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【スレート】

スレートとは、グラスウール（ガラス繊維）とセメントを混合して製造した製品。腐食に強く、軽量、強靱で、弾力性に富み、経済性に優れていることから、工場、倉庫をはじめ、鉄骨母屋（屋根材を支えるための鉄骨）を下地とする建築物の屋根等に多く使用されています。

但し、スレートは、一定の過重が加えられると割れやすいことから、スレート上に乗る場合には踏み抜き防止が必要となります。